

子育て世帯への臨時特別給付金について

お問合せ

子育て支援課専用ダイヤル
☎21-3353

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別給付金を支給します。

なお、支給を受けるにあたっての申請は不要です。

支給対象者 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方

※ 特例給付受給者は対象外

対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※ 3月分の対象となる児童（3月に中学校を修了した児童）を含む

給付額 対象児童1人につき1万円

支給時期 6月下旬

支給方法 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受取口座に振り込みます。

※ 給付金は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村から支給されます。4月1日以降転入された方は、転出元の市町村にお問合せください。

公務員の方の申請について 公務員については、所属庁を通じて案内がありますので、申請書類を6月1日（月）から11月30日（月）までの間に提出してください。（支給は7月以降随時）



給付金を装った詐欺にご注意を

市や総務省などが ・A T Mの操作をお願いすること

・受給にあたり、手数料の振り込みを求めること

は絶対にありません。

ご自宅や職場などに市や総務省の職員などをかたった電話等があった場合は、市や最寄りの警察署、警察相談電話（＃9110）にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ ～国民年金保険料の免除申請のお知らせ～

HP

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより、令和2年2月以降の所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除申請が可能となりました。

手続きの方法や申請書等は、日本年金機構のHPに掲載しています。該当となる方は、お早めに手続きください。

📄 <https://www.nenkin.go.jp/>

対象となる方（下記のいずれにも該当する方）

- ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方
- ・令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

申請対象期間 令和2年2月分から6月分まで

※ 7月分以降は、改めて申請が必要です。

必要書類

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力ください。

お問合せ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

開設時間 月～金曜日 午前8時半～午後7時
第2土曜日 午前9時半～午後4時

申請書の送付先

○函館市国保年金課 年金担当
〒040-8666 函館市東雲町4番13号

お問合せ ☎21-3159

または

○函館年金事務所
〒040-8555 函館市千代台町26番3号

お問合せ ☎56-1165